

四會社令... 諸君... 敬啟者... 茲將... 關於... 之... 事項... 敬請... 垂注... 茲將... 關於... 之... 事項... 敬請... 垂注... 茲將... 關於... 之... 事項... 敬請... 垂注...

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

スベク考慮スルモ現在ニ於テ將來ニ對シ幾メ年二回ノ定期昇給
ヲ約束スルコトハ不可能ナリ
乍然會社トシテハ本期末ニ於テ一般昇給ヲ行フベク詮議中ナリ
シヲ以テ特ニ其ノ時期ヲ繰上ゲ本月下期ニ於テ臨時ニ一般昇給
(最低金參錢)ヲ實施スベシ
五皆勤賞與ハ遅刻缺勤等ノ事故皆無ニシテ業務ニ獎勵スルモノニ
對シテ初メテ給與セラル、獎勵的賞與ナルヲ以テ三四迄遅刻ス
ルモ差支ナント云フガ如キ制度ハ之ヲ認ムル事能ハズ
六第四項ノ臨時一般昇給ト同時ニ日給壹圓五拾錢以下ノモノニ對
シテハ最低金七錢ノ昇給ヲ實施スベシ
七以上ハ會社トシテ認メ得ル最大限度ノ處置ナルヲ以テ之ニ對シ
再ビ款項要求等ヲナスモ絶對ニ應ズル余地無キモノト承知セラ
ルベシ
八若シ万一再要求ヲナシ又ハ怠業、罷業等ノ舉ニ出テ若クハ本間